

「Copilot Studioを活用したAIチャットボット作成等業務委託」提案協議に係る質問・回答一覧

No.	質問日	質問項目	質問内容	回答
1	9月16日	提案仕様書 5.作業環境 契約書案 別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」 5.作業場所の制限	提案仕様書5(3)では、作業場所は原則として発注者が指定する庁内の場所とされており、契約書(案)の個人情報・情報資産取扱特記事項5では、市の書面による承認がある場合を除き、定められた履行場所以外で個人情報及び情報資産を取り扱わないこととされています。本業務のうち、分析方法の検討、設計、資料・マニュアル作成等について、受注者の事業所等で実施することが可能な業務の範囲をご教示ください。また、庁外での実施に市の書面による承認が必要となる場合、その手続についてもご教示ください。	作業場所は、原則として発注者が指定する庁内の場所とし、詳細は契約後、発注者と協議のうえ決定します(仕様書5(3))。 個人情報及び情報資産を取り扱わない作業(分析方法の検討、設計の検討、資料・マニュアル案の作成等)を庁外で実施することを妨げるものではありませんが、具体的な範囲は契約後の協議事項です。 庁外で個人情報及び情報資産を取り扱う場合は、契約書別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」5のとおり、本市の書面による承認が必要です。その手続(様式、提出先等)は契約後にお示しします。
2	9月16日	提案仕様書 5.作業環境 提案仕様書 6.委託内容	受注者側のCopilot Studio環境において、本市の情報資産を使用せずに作成したチャットボットの基本構成、トピック、指示文その他の設定をSolution等としてエクスポートし、本市が準備する開発・検証環境へインポートして利用する方法は、本業務の実施方法として可能でしょうか。可能な場合、電子ファイルの受け渡し方法及び、Solutionのインポート等に必要となる権限を受注者へ付与いただくことが可能かについてもご教示ください。	受注者環境で作成した構成等を本市が準備する開発・検証環境へ取り込む方法を、一律に排除するものではありません。ただし、採否は、本市の外部サービス利用基準及び情報セキュリティに関する関係規程への適合並びに本市テナントの運用実態を踏まえ、契約後、協議のうえ決定します。 電子ファイルの受け渡しは、電子メール又は受注者が準備するクラウドストレージ(BOX等)によります(仕様書6(1))。インポート等に必要となる権限の付与も、必要最小限の範囲で契約後に協議のうえ決定します。
3	9月16日	提案仕様書 7.実施要件	提案仕様書7(1)⑦等において、会計事務については想定問答による正答率80%以上を「目標」とするとされています。当該正答率が80%に達しなかった場合の、業務完了及び検査上の取扱いについてご教示ください。	正答率80%以上は「目標」として設定しているものであり、当該数値に達しないことのみをもって直ちに検査不合格となるものではありません(仕様書7(1)⑦)。検査は、仕様書に定める各工程の実施及び成果物の納入状況により行います。 目標に達しない場合は、原因の分析及び改善内容を課題管理表に記録のうえ本市へ報告し、必要な改善を行っていただきます。 なお、評価に用いる想定問答及び正誤の判定基準は、あらかじめ発注者と協議のうえ設定します。
4	9月16日	契約書案 頭書7.支払い方法 契約書案 第22条.業務委託料の支払い	契約書(案)頭書7「支払い方法」について、「完了後1回払い」又は「一部完了の都度複数回払い」のいずれを予定されていますでしょうか。複数回払いを予定されている場合は、可能な範囲で精算対象業務又は支払時期の考え方についてもご教示ください。	履行期間終了後の「完了後1回払い」を想定しています。
5	9月16日	提案仕様書 7.実施要件	提案仕様書7(4)に定めるサポートについて、技術的又は運用上の問い合わせ・課題への対応は、原則としてオンラインで行うことが可能でしょうか。オンラインでの対応を必須又は想定されている場合がある場合は、その内容及び現時点で想定される頻度をご教示ください。	技術的又は運用上の問い合わせ・課題への対応は、原則としてオンラインで行っていただいで差し支えありません。 現時点でオンサイトでの対応を必須とする場面はありませんが、庁内環境での確認を要する場合など、オンサイトでの対応をお願いする場合があります。その頻度については、現時点で具体的な想定を有しておりません。 なお、協議及びヒアリングの場所は発注者と協議して決定し、会議は対面又はオンラインで行います(仕様書11)。
6	9月16日	提案仕様書 5.作業環境	受注者が自社テナント(開発・検証環境)で作業できる工程の範囲を教えてください。また、Copilot Studio で作成したエージェント(ソリューション)を本番環境(福岡市テナント)へ移行する手順・方法についても教えてください。	本市の情報資産を取り扱わない工程を受注者の環境で行うことを妨げるものではありませんが、具体的な範囲は契約後の協議事項です。 本番環境への移行の手順・方法も、本市の外部サービス利用基準及び情報セキュリティに関する関係規程への適合並びに本市テナントの運用実態を踏まえ、契約後に協議のうえ決定します。 なお、本市は開発・検証環境と本番環境を分けた構成を想定しており(仕様書5(2))、利用環境の構成に係る設定の整理及び支援も本業務に含みます(仕様書7(4))。
7	9月16日	提案仕様書 5.作業環境	庁内作業時に受注者側のノートPC を持ち込んで作業することは可能でしょうか。また、市が準備するノートPC 2 台以外の端末を使用する場合の条件をお示しください。加えて、設計・ドキュメント作成等の工程について庁外(受注者オフィス等)での作業が認められる条件があれば教えてください。	庁内ネットワークに接続して行う作業は、発注者が準備するチャットボット作成用端末(ノートパソコン2台)により行っていただきます。受注者が持ち込む端末を庁内ネットワークに接続することはできません。 庁外での作業及び個人情報等を取り扱う場合の承認手続は、No.1の回答のとおりです。
8	9月16日	提案仕様書 5.作業環境	ナレッジの整備(FAQ 形式への変換、チャンク分割、メタデータ付与、SharePoint 等へのアップロード)は受注者が実施することを想定していますか。それとも、市側で整形済みのファイルを提供いただき、受注者は取り込み・設定のみを行う想定でしょうか。役割分担の考え方をお示しください。	本市が整形済みのファイルを提供することを前提とするものではありません。 ナレッジの格納場所、フォルダ構造、ファイル形式等は、運用上の負担が過大とならない構成をご提案いただき、発注者と協議のうえ決定します(仕様書6(3))。 受注者に求める整備・加工の範囲は契約後の協議事項ですので、提案にあたっては、想定される手法と役割分担の考え方をお示しください。

「Copilot Studioを活用したAIチャットボット作成等業務委託」提案協議に係る質問・回答一覧

No.	質問日	質問項目	質問内容	回答
9	9月16日	提案仕様書 6.委託内容	制度を所管している部署へのヒアリングは「受注者が主体となって実施する」とのことですが、対象部署へのアポイント調整(日程調整・連絡)も受注者が行う必要がありますか。また、ヒアリング時に市担当者の同席・コーディネートはいただけますか。	制度所管課へのヒアリングは、受注者が主体となって実施していただくことを想定しています。 対象部署への連絡及び日程調整は発注者が行い、本市はヒアリングに参加する立場で関与します(仕様書6(3))。
10	9月16日	提案仕様書別添	内部実証時のログデータ(プロンプトと回答をまとめた Excel データ等)について、契約締結後どの程度の期間で提供いただけますか。また、会計事務・福祉分野それぞれのおおよその件数をお示しください。	利用ログ等は、契約締結後、速やかに提供します。 件数は、提案仕様書別添「内部実証結果の概要」に記載のとおり、制度所管課から正確性評価の入力があったものが福祉43件、会計34件です。利用ログの全件数を含む詳細は、契約後に提供するデータによりご確認ください。
11	9月16日	提案仕様書 6.委託内容	正答率の評価に使用する判定基準(完全一致か意味的正解か、採点方法等)をお示しください。また、評価に使用する Q&A セット(評価データセット)の作成は受注者・市のどちらが行う想定かも併せてご確認させてください。	評価に用いる想定問答及び正誤の判定基準(完全一致によるか意味的な正解を含めるか、採点方法、問数、難易度、情報や根拠が一部不足する回答の取扱い等)は、あらかじめ発注者と協議のうえ設定することとしており、現時点で確定した内容をお示しできるものではありません(仕様書6(3)、7(1)⑦)。 想定問答の作成は、発注者である本市が担います(仕様書6(3))。 なお、福祉の総合相談窓口相談業務については、唯一の正解を定めにくい特性を踏まえ、正答率によらず、有用性の評価等、効果的な方法を受注者において提案し実施していただきます(仕様書7(1)⑦)。
12	9月16日	提案仕様書 5.作業環境	今回チャットボットを導入するテナントについて、福岡市が契約主体となって保持している環境でしょうか。それとも、過去または現在進行系でベンダーから提供されているテナントになりますでしょうか。テナントの契約・管理形態によって受注者の作業権限範囲が異なるため確認いたします。	本業務で利用するCopilot Studioの環境は、本市が契約主体となって保持する Microsoft 365テナント上に構築したものです。 関連する事業者及び関係課との調整並びに責任分界の考え方は、No.17の回答のとおりです。
13	9月16日	提案仕様書 6.委託内容 提案仕様書 7.実施要件	会計事務チャットボットの「正答率 80% 以上」は、業務委託の検収条件(達成できなければ検収不合格となる要件)でしょうか。それとも、努力目標・参考値としての目標値でしょうか。契約上の位置づけを明確にいただけますか。	No.3の回答のとおりです。
14	9月16日	提案仕様書 6.委託内容	正答率の評価に使用する想定問答(評価用 Q&A セット)は何問程度を想定していますか。会計事務・福祉分野それぞれについてお示しください。また、評価用 Q&A セットの作成は受注者・市のどちらが行う想定かも併せてご確認させてください。	No.11の回答のとおりです。
15	9月16日	提案仕様書 6.委託内容	説明会にて「ナレッジの件数・容量は変動の可能性がある」とご説明いただきました。契約時に提示されたナレッジ件数・容量から大幅に増加した場合(例:1.5 倍超など)、業務量の増加として契約変更の対象となりますか。対応方針をお示しください。	仕様書6(1)に記載の件数・容量は、受注者が作業規模を把握するための目安であり、実際の内容及び数量は変更となる場合があります。変動を前提にご検討ください。 仕様書の内容に変更が生じ、業務量に著しい増加が認められる場合の取扱いは、契約書第11条(条件変更等)、第12条(設計図書の変更)及び第17条(業務委託料の変更方法等)の規定により、発注者と受注者が協議のうえ必要な変更を行います。
16	9月16日	提案仕様書 5.作業環境	庁内での作業について、市として想定しているオンサイト作業の日数・頻度はどの程度ですか(例:週〇日程度、月〇日程度など)。受注者の作業計画・工数積算の前提とするため、目安をお示しいただけますと幸いです。	庁内での作業日数・頻度について、本市として指定するものではありません。制度所管課及び本市との協議が円滑に行える体制を確保いただくことを前提に、受注者において適切にご計画ください。 なお、作業場所の取扱いは、No.1の回答のとおりです。
17	9月16日	提案仕様書 7.実施要件	Copilot Studio の環境構築(初期セットアップ・テナント設定等)を過去または現在担当しているベンダーが存在する場合、そのベンダーと本業務の受注者との責任分界はどのように想定していますか。既存環境に手を加える際の承認フローや連携手順があれば教えてください。	本市ネットワーク運用保守事業者、Microsoft 365構築・運用事業者、認証基盤運用保守事業者、Copilot Studio環境構築事業者及び関係課など、関連するステークホルダーとの調整は、受注者において主体的に行っていただきます(仕様書7(3)③)。 既存環境の設定変更等を要する場合は、あらかじめ本市に協議し、承認を得たうえで実施していただきます。具体的な承認フロー及び連携手順は、契約後、協議のうえ整理します。
18	9月16日	提案仕様書 5.作業環境	Copilot Studio のメッセージクレジット消費費用をはじめ、本市テナント側で発生する Microsoft 365 / Azure 関連の利用料は、すべて市側のご負担という理解でよろしいでしょうか。受注者が負担すべき費用の範囲がある場合はお示しください。	本業務に必要な本市テナントのライセンスは発注者が準備します。受注者側で必要となるライセンス及び受注者側の環境に係る費用は、受注者においてご用意ください(仕様書5(1))。 なお、チャットボットの設計にあたっては、回答品質を確保しつつ、Copilotクレジットの消費が過大とならないよう配慮することとしています(仕様書7(1)⑧)。

「Copilot Studioを活用したAIチャットボット作成等業務委託」提案協議に係る質問・回答一覧

No.	質問日	質問項目	質問内容	回答
19	9月16日	様式第1-7号 業務実績表	顧客名に関して、以下の注意事項が記載されていますが、「区分」の全量をご教示ください。もしくは業種(例:不動産業etc)の記載で問題ないかご教示ください。 【注意事項】 顧客名記載の場合は相手方の同意を得ること。具体的な相手方が明記できない場合は、区分(指定都市、市町村、都道府県など)のいずれかを記入してください。	「区分」は、具体的な相手方を明記できない場合に顧客の属性が分かるよう記入いただくものであり、業種ではなく、【国／都道府県／指定都市／市区町村(指定都市を除く)／独立行政法人等／民間企業／その他の団体】といった分類を想定しています。
20	9月16日	提案仕様書 6.委託内容	福祉の総合相談窓口相談業務について、制度・相談類型ごとに「回答・案内の前に確認すべき事項」が整理された資料、相談フロー、チェックリスト等は存在しますでしょうか。 存在しない場合、本業務における制度所管課へのヒアリングを通じて、受注者が整理することを想定されていますでしょうか。	「回答・案内の前に確認すべき事項」を体系的に整理した資料、相談フロー又はチェックリストとして、本市が統一的に整備したものはありません。ナレッジとして想定している資料は、仕様書6(1)に記載の手引、マニュアル、通知、例規、Q&A等です。 内部実証においても、施策の分岐点となる情報(障がいの種別、年齢、住所、所得等)を追加で確認する仕組みが課題として挙がっており(提案仕様書別添「内部実証結果の概要」)、当該観点の整理を含め、制度所管課へのヒアリング等を通じて受注者において整理していただくことを想定しています(仕様書6(3)、8②)。
21	9月16日	提案仕様書 6.委託内容	会計事務について目標とされている「想定問答による正答率80%以上」について、想定問答の件数、対象業務の範囲、難易度等は現時点でどの程度を想定されていますでしょうか。 また、一部情報が不足した回答や、結論は正しいものの根拠・説明が不足した回答等について、正誤判定上どのように扱うか、現時点で想定されている考え方がございましたらご教示ください。	想定問答の問数及び難易度、並びに情報が一部不足した回答や結論は正しいが根拠・説明が不足した回答の正誤判定上の取扱いは、No.11の回答のとおり、あらかじめ発注者と協議のうえ設定します。 対象業務は、仕様書6(2)②のとおりです。
22	9月16日	評価項目表	Copilotクレジット試算の前提となる利用規模： 福祉の総合相談窓口相談業務及び会計事務それぞれについて、想定利用量(月間の質問件数及び想定利用者数)の目安がございましたら、ご教示ください。	本業務は庁内での本格的な活用に向けて実施するものであり、公開後の月間質問件数について、現時点で具体的な想定を有していません。 想定利用者は、福祉の総合相談窓口相談業務が当該窓口の担当職員(7区役所共通で利用できる内容を想定)、会計事務が全職員です(仕様書6(2))。
23	9月16日	提案仕様書 6.委託内容	Copilot Studioを活用する構成において、応答生成の一部を外部で稼働する独自APIコンポーネント(CustomConnector等によりCopilot Studioから呼び出す方式)で実装することは可能でしょうか。その際、本市が求める情報セキュリティ及び個人情報保護の水準を満たすことを前提とします。	利用者向けの用途は、ナレッジを参照した検索・回答に限るものとし、利用者による外部システムとの連携や自律的な処理の実行は対象としていません(仕様書6(1))。 このため、本業務において、外部で稼働する独自APIコンポーネントに応答生成の一部を担わせる構成は想定していません。
24	9月16日	評価項目表	評価項目表の項目2(業務実績)について、技術的に同等のRAGベースのAIチャットボットを自治体向けに構築・導入した実績(令和5～7年度)も対象として認められますでしょうか。	様式第1-7号「業務実績表」は、令和5年度から令和7年度までの間における、Copilot Studioを活用したAIチャットボットの構築・導入に関する同種又は類似業務の実績を記載いただくものです。該当すると考える実績について記載のうえご提出いただくことは差し支えありません。
25	9月16日	評価項目表	評価項目表の項目6(地場中小企業)について、本店所在地が福岡市内にあることが要件とされていますが、福岡市内に支店又は営業所を有する場合も要件を満たすものとして認められますでしょうか。	別紙3「評価項目表」の項目6は、福岡市に主たる事務所を有すること(本店所在地が福岡市内にあること)、かつ中小企業(みなし大企業を除く)であることを要件としています。したがって、市内に支店又は営業所を有するのみの場合は該当しません。 該当する場合は、様式第1-6号「地場中小企業に関する申立書」をご提出ください。なお、市内に事業所がないことをもって、本提案競技に参加できないものではありません。
26	9月16日	契約書案 第5条の3.著作権の譲渡等	提案するAIアーキテクチャ及びそのコンポーネントに係る知的財産権について、提案者が所有権又は適切な実施権を有していることの確認・保証は求められますでしょうか。	契約書(案)第5条の2のとおり、受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負います。成果物に係る著作権の取扱いは同第5条の3の定めによります。 提案書の提出にあたって権利を証する書類の提出を求めるものではありませんが、本市が必要と認める場合は、契約後に確認を求めることがあります。
27	9月16日	提案仕様書 2.業務の目的	本業務の検討にあたり、参考とされている他自治体・都道府県における類似の活用事例(構築・導入実績)があればご教示いただけますでしょうか。	本業務は、本市が実施した内部実証の結果を踏まえて実施するものであり(仕様書2)、特定の他自治体等における活用事例を前提として検討したものではありません。 内部実証の概要、利用状況、回答の正確性評価及び分野別の主な課題は、提案仕様書別添「内部実証結果の概要」のとおりです。